

## 追加 5-6

## 法令上の制限（建築基準法）

## 6 高さ制限など

## (1) 高さ制限

第一種と第二種低層住居専用地域においては、建物の高さが 10m または 12m（いずれかを都市計画で定める）に制限されており、これを超えることはできません。

## (2) 斜線制限

道路の天空や隣家の日照、採光を確保するため 3 種類（道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限）の斜線制限が設けられています。各斜線制限は用途地域ごとに適用が定められています。

## ▼用途地域ごとの適用関係

斜線制限	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
	低層住居専用地域		中高層住居専用地域		住居地域							
道路	全ての用途地域に適用される											
隣地	適用されない		適用される									
北側	適用される		日影制限の適用がない場合は適用される		適用されない							

## (3) 日影制限

日影制限の対象区域では、住宅の日照を確保するため、一定の建築物が、冬至日の 8:00～16:00 の間で一定時間以上日影を生じさせてはならないとされています。なお、原則として、商業地域、工業地域、工業専用地域は日影制限の対象区域に定められていません。

※「6 高さ制限など」を追加しました